

## 第7次徳島県保健医療計画における「へき地医療体制の整備」 の中間見直しについて

### 1 経緯

本県におけるへき地保健医療対策は、第7次徳島県保健医療計画（H30年度～R5年度）の「へき地医療体制の整備」において、計画を策定し、推進している。

保健医療計画は、医療法において、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することと定められているところ、本県では、新型コロナウイルスの状況や「見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となっても差し支えない」とする国の通知を踏まえ、今年度、見直しを行う予定。

### 2 国の動向

令和2年4月、国の「へき地医療体制の整備に係る指針」（以下「国指針」）が改正されたが、その概要は次のとおり。

#### （1）課 題

へき地医療拠点病院の一部において、主要3事業である「巡回診療」「医師派遣」「代診医派遣」（以下「主要3事業」）が実施されていない。

（いずれも実施していない施設は全国で65施設（本県該当なし）全体の20.1%）

#### （2）見直しの方針

①「へき地医療拠点病院の中で、主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を指標とした上で、本指標の値を「100%」にすることを数値目標とするのが望ましい。

②主要3事業に遠隔医療による支援を加えた4事業（必須事業）のいずれの事業も実績が無かったへき地医療拠点病院については、経年変化も考慮し、県が当該年度の現状を確認すること。

### 3 本県の中間見直し方針

上記2（2）の国指針の「見直しの方針」に沿って、「へき地医療拠点病院の中で、主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合」を指標として追加し、本指標の目標値を「100%」とする。また、4事業のいずれも実績がなかったへき地医療拠点病院について、県が現状確認を行う旨追記する。

#### 【（参考）本県の現状】

①へき地医療拠点病院（令和3年8月時点）：7病院

県立中央病院、県立海部病院、県立三好病院、国民健康保険勝浦病院、  
那賀町立上那賀病院、つるぎ町立半田病院、徳島赤十字病院、

②主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合（直近3年間）  
100%